

船舶事故調査報告書

令和5年2月8日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年5月28日 18時35分ごろ
発生場所	愛知県名古屋市堀川口船だまり 道徳三等三角点から真方位283° 1.3海里付近 (概位 北緯35° 06.2' 東経136° 53.4')
事故の概要	貨物船 ^{おおみや} 大宮丸は、着棧作業中、無人で係留中のプレジャーボートめいきっすに衝突した。
事故調査の経過	令和4年7月13日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 大宮丸、184.31トン 109902、個人所有 B プレジャーボート めいきっす、35トン 131160、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、六級（航海）
負傷者	なし
損傷	A なし B 右舷船尾部ハンドレールに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約7m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	A 船は、船長Aほか1人が乗り組み、南東側が開いた堀川口船だまりに北西進して進入し、同船だまりの北西岸から南東方向に延びる棧橋の北東側に出船右舷着けする目的で左回頭を開始した。 A 船は、船首が南南西方を向いた際、左舷側から風速約7m/sの東風を受けて右舷方に圧流され、船長Aが右舷船尾方に係留中のB船の船尾部に接近していることに気付き、主機を前進に入れて態勢を立て直そうとしたが間に合わず、A船の右舷船尾部とB船の右舷船尾部とが衝突した。 船長Aは、A船が左舷からの強風に圧流されて、右舷方に流されたと思った。 B船は、堀川口船だまり北西岸の北東端に、船首を北東方に向け、入船左舷着けして無人で係留中、A船が衝突した。
分析	A 船は、左舷側から風速約7m/sの東風を受ける状況下、船長Aが、左回頭して着棧作業を続けたことから、右舷方に圧流され、態勢を立て直そうとしたが間に合わず、右舷船尾方に係留していたB船と衝突したものと考えられる。 B船は、無人の状態に係留中、A船が衝突したものと考えられる。

原因	本事故は、A船が、左舷側から風速約7m/sの東風を受ける状況下、船長Aが、左回頭して着棧作業を続けたため、右舷方に圧流され、態勢を立て直そうとしたが間に合わず、右舷船尾方に係留していたB船と衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、着棧作業する際は、風向きなどを考慮し、他船と十分に離れた場所で回頭すること。・ 船長は、風が強い場合は圧流される可能性を考慮して着棧作業を取りやめることも検討すること。